

専決処分の報告について（開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

令和 5 年 12 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 21 日

開成町長 山 神 裕

水道法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第25号

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例

開成町町営水道事業条例(平成10年開成町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	(給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。